

審議会等の会議録			
会議の名称	令和5年度第1回座間市都市計画審議会		
開催日時	令和5年11月9日(木) 14時00分～14時30分		
開催場所	座間市役所5階 第5-1会議室		
出席者	(出席) 長谷川会長 熊切副会長 須崎委員 加藤学委員 沖本委員 内藤委員 小泉委員 直原委員 瀬田委員 鈴木委員 池田委員(代理) 伊藤委員(代理) (欠席) 加藤宗善委員 梶田委員 黒岩委員		
事務局等	三浦副市長 松尾都市部長 原参事兼都市計画課長 都市計画課藤井都市計画係長 坂本主査 産業振興課河野農政係長 松平主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	なし
非公開・一部公開した理由	_____		
議題	審議事項 議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について 報告事項 報告第1号 特定生産緑地について		
資料の名称	送付資料一式及び当日配布資料一式		
会議の内容 ※ 会議次第及び発言要旨等	事務局 皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第1回座間市都市計画審議会」を開催いたします。 お手元の次第に基づき、進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。 では、次第の2「委嘱状の交付」に移ります。審議の前に、ここで、新たに就任していただきました委員の皆様へ、委嘱状を交付いたします。 なお、本日は、公務の都合により、市長が不在であるため、三浦副市長より交付させていただきます。 では、委員名簿の順番に対象者のお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた方のみ自席でご起立いただき、委嘱状をお受け取り願います。 なお、代理出席の方におかれましては、委員の名前が呼ばれましたら、委員本人に代わりお受取り下さい。		

	<p>事務局 (委嘱状の交付)</p> <p>委員の任期は、座間市都市計画審議会条例第3条第2項の規定に基づき、令和6年11月8日までとなりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして次第の3「委員紹介」に移ります。</p> <p>今回、新たに委員となられた方が、多数いらっしゃいますので、皆様全員を紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、神奈川県宅地建物取引業協会の加藤宗善委員、東海大学教授の梶田委員、神奈川県県央地区行政センター所長の黒岩委員からは、あらかじめご欠席の連絡をいただいておりますので、座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第3項に基づき、本日の審議会が成立いたしますことを、報告申し上げます。</p> <p>それではここで、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>続きまして次第の4「市長あいさつ」に移ります。本日、市長が不在のため、市長に代わり三浦副市長よりご挨拶を願いたします。</p>
副市長	<p>(副市長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして次第の5「会長あいさつ」に移ります。</p> <p>では、長谷川会長願いたします。</p>
会長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして次第の6「副会長の選出」に移ります。</p> <p>現在、委員の交代等の関係で、副会長が不在となっております</p>

事務局	<p>す。このことから座間市都市計画審議会条例第4条の規定により、皆様の中から互選により副会長1名を選出いただきたいと 思います。</p> <p>早速、副会長をご選任いただくために、長谷川会長の進行により選出をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、皆様に副会長をご選任いただきたいと 思います。</p> <p>どなたか、ご意見などありますでしょうか。</p> <p>特にご意見なければ、事務局に一任してよろしい でしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	異議なしという事で、事務局の意見を示してください。
事務局	<p>それでは、事務局の考えをお示しいた します。</p> <p>副会長につきましては、これまでの慣例もあり、都市計画審議会条例 第3条第1項第1号の市議会議員の方より選出いただければと考えております。</p>
会長	<p>ただ今、事務局の考えが示されましたが、市議会議員の方で、どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいます でしょうか。</p>
委員	熊切委員が適任かと思います。
会長	<p>ただいま、熊切委員が推薦されました。</p> <p>皆様いかがでしょうか。異議はありませんか。</p>
委員	異議なし
会長	<p>熊切委員もよろしいですか。</p> <p>では、異議なしと認め、副会長は熊切委員に決定いたします。 ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、熊切委員におかれましては、副会長席への移動をお願いいたします。</p>

	<p>事務局 副会長となられました熊切委員より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
	<p>副会長 (副会長挨拶)</p>
	<p>事務局 ありがとうございます。 ここで、三浦副市長は、公務の都合により退席となります。ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>(副市長退席)</p> <p>続きまして次第の7「議題」に移らせていただきます。 傍聴人についてお伝えします。 本審議会は、座間市市民参加推進条例第12条の規定に基づき、会議の全部又は一部を公開することとされていますが、本日、傍聴を希望される方はおりませんでした。 議題に入る前に、事前送付しました配布資料の確認をいたします。</p> <p>(資料確認)</p> <p>ここからの議事進行につきましては、長谷川会長に議長として進行をお願いします。 会長よろしくお願いいたします。</p>
	<p>会長 それでは、これより議題に入ります。 市長より諮問のありました、議案第1号「座間都市計画生産緑地地区の変更(案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、議案第1号「座間市生産緑地地区の変更(案)」について、説明いたします。新任の委員の方もいらっしゃいますので、初めに生産緑地地区の制度の概要と指定要件、廃止要件について、簡単に説明いたします。</p> <p>お手持ち資料の「生産緑地制度の概要」をご覧ください。 生産緑地とは、生産緑地法に基づく制度で、市街化区域内における公害及び災害の防止や豊かな都市環境の形成を目的に、農地を保全する地区のことを言います。</p>

事務局	<p>生産緑地に定めることが出来る区域は、市街化区域内であること、農林魚業などの生産活動が営まれていること、面積が 300 m²以上であること、公共施設の敷地に適していること、以上の条件を満たしたものになり、座間市の生産緑地地区として定めた箇所数及び面積は、令和 5 年 10 月時点で、147 箇所、18.8ha となっております。</p> <p>生産緑地に指定されますと、税制面で優遇されるメリットがございますが、その土地は農地として維持管理する義務が発生し、生産緑地内の建築行為が制限されます。</p> <p>生産緑地の指定を解除できるタイミングは、指定から 30 年を経過したとき、主たる農業従事者が死亡したとき、主たる農業従事者が故障をしたとき、生産緑地の買取り申し出を行うことができます。</p> <p>「生産緑地制度の概要」 2 ページ目をご覧ください。</p> <p>買取り申し出の流れを説明いたします。</p> <p>まず、市が公共用地としての買取りを検討します。</p> <p>市で活用の予定が無く、買い取らない場合には、次に農業委員会にて他の農業従事者土地の斡旋を行います。この斡旋が成立せず、買取りの申し出から 3 箇月が経過した場合に、生産緑地の指定が解除され、建築行為等の制限がなくなります。</p> <p>「生産緑地制度の概要」 3 ページ目をご覧ください。</p> <p>平成 4 年に全国で生産緑地の指定が開始され、座間市でも最初の年に指定した生産緑地は、すでに 30 年が経過しています。</p> <p>指定から 30 年が経過した生産緑地は 3 つの区分に分かれます。特定生産緑地に指定するもの、特定生産緑地に指定せず買取り申し出をしないもの、買取りの申し出を行い、生産緑地を解除するものです。</p> <p>以上が生産緑地の概要と指定や廃止の要件の説明になります。</p> <p>それでは、本題となる、本年の「座間都市計画生産緑地地区の変更（案）」について、ご説明いたします。</p> <p>「総括図」と「計画図」をご覧ください。</p> <p>まず、総括図についてです。生産緑地地区の変更となる場所を座間市の地図上に白抜きの吹き出しで示しています。1 箇所ずつを拡大したものが、計画図になります。廃止が 9 箇所、縮小が 7 箇所の合計 16 箇所の変更となります。</p> <p>次に、「座間都市計画生産緑地地区の変更（座間市決定）」</p>
-----	--

	<p>事務局</p> <p>をご覧ください。</p> <p>変更となる 16 箇所の地域名称と箇所番号、変更内容を箇条書きにし、下に理由をまとめています。各箇所について、市の事業で土地を活用する部署がないか検討し、また農業委員会でも土地の斡旋を行いました。いずれの土地も買取り希望がなかったため、建築行為等の制限の解除に至りました。16 箇所変更後の生産緑地面積は 16.8ha となります。</p> <p>次に、「新旧対照表」をご覧ください。こちらでは、旧の値が現在の生産緑地の面積 18.8ha、新の値が今回変更後の面積 16.8ha となります。</p> <p>続いて「経緯書」には、生産緑地地区の変更の経過と面積推移を示しております。第 31 回変更の行が今回の記載になり、16.8ha へ変更となります。</p> <p>次に、「生産緑地地内農地等一覧表」は、筆ごとの面積をまとめたものです。</p> <p>次に、「生産緑地地区の都市計画変更に係る経緯及び理由の概要一覧表」では、各生産緑地の指定から解除までの経緯と理由を記しています。</p> <p>以上、簡単ではございますが、座間都市計画生産緑地地区の変更（案）の内容でございます。</p> <p>最後に、こちらの変更案の縦覧結果についてですが、本件につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、令和 5 年 10 月 2 日から同月 16 日まで、変更案の縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上で、座間都市計画生産緑地地区の変更（案）についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>会長</p> <p>ただ今、説明がございました内容について、ご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>委員</p> <p>生産緑地の廃止が 9 件ということで、まず市が買い取りを検討するという事だと思っておりますが、市で買取りが行われなかった理由についてお伺いしたいと思います。</p> <p>事務局</p> <p>市の各担当部局に買取りの希望について確認をした結果、指定の基準にもありましたが、公共用地として必要になるか、と</p>
--	--

事務局	<p>いう点も検討材料のひとつになります。</p> <p>買取りの申し出があった生産緑地について、各担当部署で、公共施設として利用の予定がないと判断したため、買取りがなされなかった、ということです。</p>
会長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>その他に質疑がなければ、以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会議案第1号につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(委員全員挙手)</p>
会長	<p>挙手全員です。ありがとうございました。</p> <p>よって議案第1号につきましては、原案のとおり可決いたしました。</p> <p>以上を持ちまして、本日の審議事項については終了いたしました。答申につきましては、本日市長が不在のため、後日私から答申させていただきます。</p> <p>続いて、報告第1号「特定生産緑地」について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、特定生産緑地指定希望申出受付結果について申し上げます。</p> <p>平成29年5月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。特定生産緑地制度とは、指定から30年が経過した生産緑地について、新たに特定生産緑地として指定を受けることで、これまでの生産緑地の税制上の優遇措置等が10年間延長され、その後10年経過ごとに延長か、解除かの選択が出来るようになります。産業振興課では平成5年時点指定の生産緑地所有者に対し、令和4年4月に指定希望の申し出の受付を行いました。</p> <p>結果については以下のとおりとなります。</p> <p>受付期間は令和4年4月11日(月)から5月13日(金)までで、対象者数は共有者含み18名、対象筆数は31筆でした。</p> <p>受付結果は指定希望有りが27筆で16,670.82㎡、指定希望無しが1筆で351.00㎡、一部指定希望が3筆で2,410.00㎡のう</p>

	<p>事務局</p> <p>ち 1881.19 m²となっています。</p> <p>別紙パンフレットにも詳しく特定生産緑地制度について載っていますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。報告は以上になります。</p>
	<p>会長</p> <p>ただ今、説明のありましたことについて、ご意見ご質問等ありましたら挙手をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>(挙手なし)</p>
	<p>会長</p> <p>よろしいでしょうか。特にございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、以上で質疑を終結し、これで報告第1号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議題事項につきまして、全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、次第の8「その他」ということで、事務局から何かありますでしょうか。</p>
	<p>事務局</p> <p>今後の審議会日程について、お知らせいたします。</p> <p>令和5年度の開催につきましては、現時点で予定しておりませんので、次回は令和6年度を予定しております。</p> <p>日程が決まり次第、事務局より通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
	<p>会長</p> <p>次回開催は、来年度という事でございます。</p> <p>どうぞ皆様、ご協力の程お願いを申し上げます。</p> <p>これをもちまして、次第に記載された本日の予定は、全て終了いたしました。以上をもちまして、議長を降ろさせていただきます、ここからの進行は事務局にお返しします。</p>
	<p>事務局</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第1回座間市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p>